

遺失物業務支援員の勤務条件

区 分	内 容
職 名	遺失物業務支援員
資 格 要 件	なし
任 用 期 間	毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内
再 度 の 任 用	勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合があります。
勤 務 場 所	福岡県警察本部(福岡市博多区東公園7-7)
勤 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落とし物をされた方からの電話による問合せ対応 ・ 遺失物を管理しているシステムへのデータ入力作業
勤 務 日	<p>月20日</p> <p>(※)土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み</p>
勤務時間及び休憩時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時00分から午後5時45分まで (※)1日の勤務時間は日によって異なり、4時間45分又は6時間45分のいずれかを指定します。 ・ 休憩時間60分
時間外勤務・休日勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務に従事する場合があります。 ・ 休日勤務はありません。
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任用期間に応じて年次休暇を付与します。 ・ 特定の事由に該当する場合は、特別休暇を取得できます。
給 料 (報 酬) の 額	<p>日額約7,290円～10,360円を支給します。</p> <p>(※)1日の勤務時間によって異なります。</p> <p>(※)給与条例の改正に伴い、金額が変更となる場合があります。</p>
諸 手 当	<p>条例及び規則の定めるところにより、地域手当等の各種手当に相当する額を報酬に加算して支給し、通勤手当に相当する額を費用弁償として支給します。要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給します。</p>
報 酬 等 の 支 給 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬の支給日は、原則として勤務した翌月の21日です。 ・ 報酬の計算期間は、月の1日から末日までです。
服 務	<p>サービスの宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上のサービスに関する規定が適用されます。</p>
分 限 ・ 懲 戒	<p>地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。</p>
社 会 保 険	<p>厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。</p>
共 済 組 合	<p>警察共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。</p>
勤 務 内 容 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先	<p>〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 総務部会計課企画・遺失物係 電話 092-641-4141(内線2215)</p>
登 録 申 込 書 の 送 付 先	<p>〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 警務部警務課採用第三係</p>